# ID:　3042

## 担当部署:　企画財政課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 業務の停止及び設立の認可の取消し等 |
| **法令名****根拠条項** | 商工会法　第51条第1項、第2項及び第4項 |
| **法令番号** | 昭和35年法律第89号 |
| 【基準】第51条第1項、第2項及び第4項の規定による。(警告等)第51条　経済産業大臣は、商工会の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会に対して警告を発し、それによつてもなお改善されないと認めるときは、次の各号の一に掲げる処分をすることができる。(1)　業務の一部の停止(2)　設立の認可の取消し2　経済産業大臣は、商工会が第23条第2項第2号に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その商工会に対して警告を発し、それによつてもなお当該要件をみたすことが困難であると認めるときは、その設立の認可の取消しをすることができる。4　経済産業大臣は、前項の勧告を受けた商工会がその勧告に従わないときは、その設立の認可の取消しをすることができる。 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年4月30日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |